

条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

(入札執行権者 教育庁財務課)
(立会人職氏名)

委託業務番号	第25-70011-0001号	年 月 日	公 告	R7. 4. 16	落札者決定	R7. 6. 12	条件設定	地方審査委員会	—	資格確認	地方審査委員会	—
委 託 業 務 名	安達地区特別支援学校二本松校舎屋外整備工事		開 札	R7. 6. 4				本庁審査委員会	—		本庁審査委員会	—

[illegible]

当初 変更

工事執行機関 財務課施設財産室

入 札（ 見 積 ） 執 行 調 書
入 札（ 契 約 ） 結 果 書

年災		事項		契約	令和7年6月20日
工事番号	25-70011-0001	工 事 名	安達地区特別支援学校二本松校舎屋外整備工事	着工	令和7年6月20日
入札執行年月日	令和7年6月4日	発注種別	舗装工事	完成	令和7年12月3日
審 議 番 号	公所	本庁			
路線・河川名	安達地区特別支援学校二本松校舎	予 定 価 格	81,631,000		
工事箇所 自	二本松市安達ヶ原1丁目地内	最低制限価格	-		
至		調査基準価格	74,746,430		
工 事 概 要	屋外整備工事 路床安定処理 A=4,694.6 m ² グラウンド舗装工 A=4,694.6 m ² 敷砂利工 A=190.8 m ² 地下排水工 (Φ100) L=454.0m, 地下排水工 (Φ150) L=54.0 m フェンス工 L=139.0 m 体育遊具施設 N=1.0 式	(予定価格に占める 法定福利費概算額)	2,871,927		

業 者 コー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額 (契約額)
100002055 石橋建設工業 (株)	(1) 68,300,000 (3)	(2) (4)	
100002123 (株) 野地組	二本松市油井字赤坂山27 (1) 68,000,000 (3)	(2) (4)	74,800,000
100002124 菅野建設工業 (株)	(1) 67,958,000 (3)	(2) (4)	
100003315 (有) 川崎開発	(1) 68,000,000 (3)	(2) (4)	
100003703 マルナカ (株)	(1) 67,980,000 (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	
	(1) (3)	(2) (4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年4月16日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

1 入札に付する事項

区分	☒ 新規 ☐ 再度公告 ☐ 改めて公告（設計、条件等の見直しあり）	☐ 前回公告 なし
工事番号	25-70011-0001	
工事名	安達地区特別支援学校二本松校舎屋外整備工事	
工事箇所	二本松市安達ヶ原1丁目地内	
工事概要	屋外整備工事 路床安定処理 A=4,694.6 m ² グラウンド舗装工 A=4,694.6 m ² 敷砂利工 A=190.8 m ² 地下排水工 (Φ100) L=454.0m, 地下排水工 (Φ150) L=54.0m フェンス工 L=139.0m 体育遊具施設 N=1.0 式	
完成期限	工期167日間	
予定価格	契約締結後に公表する。	
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明
起工時期	該当	・ 該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。 ・ 該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。
最低制限価格	該当なし	・ 施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。
総合評価方式	特別簡易型	・ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・ 落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
低入札価格調査	該当	・ 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。 ・ 調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
施工体制事前提出方式	該当なし	・ 福島県施工体制事前提出方式の適用工事 ・ 施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札	該当	・ 電子入札の参加には、下記アドレスより事前登録が必要 ・ 電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧	該当	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html

現場代理人の 常駐義務の緩和		該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
専任特例 2 号 の監理技術者 の配置		該当	建設業法第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の監理技術者」という。）の配置を行うことができる工事である。専任特例 2 号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。
再資源化等		該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 0 4 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合 入札	復興 JV 以外	該当なし	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興 JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第 3 項で規定する別に定めるものについて(平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日付け 2 3 財第 1 9 7 1 号通知(令和 2 年 1 月 6 日一部改正))における特定建設工事共同企業体の参加を認める混合入札である。
資本関係又は 人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別	舗装工事	・ 開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
格付等級	A	
許可業種	舗装工事業	・ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	県内	・ 県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
技術者の工事経験	必要なし	・ 左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が 4, 5 0 0 万円未満（建築一式工事の場合は 9, 0 0 0 万円未満）になる場合又は建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。） ・ 工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JV の場合は、出資割合が 2 0 % 以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市

	街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事实績	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事实績があること。
必要なし	
企業の工事規模実績	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資比率に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
必要なし	
J R近接工事	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。
該当なし	

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあつては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにより入札参加の受付をすること。)

また、設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

なお、設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和7年4月16日(水)～ 令和7年6月3日(火)	電子閲覧システム
設計図書等の質問	令和7年4月16日(水)～ 令和7年4月23日(水)	福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁財務課施設財産室 電話番号 024-521-7791 電子メール k.shisetsuzaisan@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※着信していることを電話で確認すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年5月9日(金)	福島県教育庁ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。

入札参加受付	令和7年 5月16日(金)～ 令和7年 5月19日(月)	・電子入札の場合に限る。 ・電子入札システムへの入力による。
入札書等の提出	令和7年 6月 2日(月) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年 6月 3日(火) 午前9時00分～ 午後3時00分	電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。
開札	令和7年 6月 4日(水) 午前10時30分	開札の結果は公開とする。 福島市杉妻町2番16号 福島県教育庁財務課廊下に掲示
落札者の決定 予定日	令和6年 6月12日(木)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の施行工事」である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 本工事は「福島県土木部週休2日等工事試行要領」

(技術管理課 HP：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html> 参照)
の対象工事である。受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

(3) 本工事は、起工測量、施工、出来形管理、施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する「ICT活用工事」の対象工事である。

なお、詳細については特記仕様書によるものとする。

(4) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（技術管理課 HP : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/ccus.html> 参照）の対象工事である。

受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

(5) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県教育庁財務課施設財産室

電話番号 024-521-7791

〈参 考〉 提出する書類一覧表

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注1)(注2)(注3)(注4) ○	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○ (注2)
見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）		○

(注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合（技術提案書の提出がない場合）は任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。

(注2) 添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

(注3) 総合評価方式（標準型）の場合、様式第9号（その1～その2）及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。

(注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

総合評価方式入札結果

工事種別 舗装工事

工事執行権者 教育庁財務課施設財産室

工事番号	25-70011-0001	工事名	安達地区特別支援学校二本松校舎屋外整備工事		予定価格(円)	81,631,000	工 期	167日間	開札予定日	令和7年6月4日
路線河川名	安達地区特別支援学校 二本松校舎	工事箇所	二本松市安達ヶ原1丁目地内	工事の概要	屋外整備工事 路床安定処理 A=4,694.6 m ² グラウンド舗装工 A=4,694.6 m ² 敷砂利工 A=190.8 m ² 地下排水工(Φ 100) L=454.0m, 地下排水工(Φ 150) L=54.0 m フェンス工 L=139.0 m 体育遊具施設 N=1.0 式				技術審査日	令和7年6月3日

学識経験者の職・氏名		落札者決定基準		落札者の決定		
職業等	氏名	意見の適否	意見聴取月日	落札者決定の際の意見聴取	意見の適否	意見聴取月日
令和6年度第6回福島県総合評価委員会議	別紙のとおり	適	令和6年12月11日	不要		

入札参加者	入札参加者の所在地 (契約する本店・支店・営業所)	標準点	加算点	標準点 +加算点 (A)	入札額 (円:税抜き) (B)	評価値算出価格 (円:税抜き) (C)	評価値 (A/C) × 10,000,000	順位	低価格入 札の該当	備 考
石橋建設工業(株)	本宮市	100	20.50	120.50	68,300,000	68,300,000	17.6427	5	—	
(株)野地組	二本松市	100	23.50	123.50	68,000,000	68,000,000	18.1617	1	—	落札者
菅野建設工業(株)	本宮市	100	20.75	120.75	67,958,000	67,958,000	17.7683	3	—	
(有)川崎開発	二本松市	100	23.25	123.25	68,000,000	68,000,000	18.1250	2	—	
マルナカ(株)	二本松市	100	20.50	120.50	67,980,000	67,980,000	17.7258	4	—	
入札参加者 5者										

※評価値は少数第5位を切り捨て、少数第4位まで表記する。ただし、表記の値では順位が分らない場合は、順位が分かる桁数で表記する。開札時点で有効の入札参加者は全て順位を記載すること。
※契約締結後の公表時には予定価格を記載して公表すること。また、備考欄には、「落札者」「無効(理由も記載すること)」「失格(理由も記載すること)」等を記載すること。
※低価格入札の該当欄には、調査基準価格を下回った入札の場合「低価格入札」、調査基準価格を下回らなかった入札の場合「—」を記載すること。
※本様式における入札参加者とは、技術提案書を提出したものとします。

総合評価方式評価結果

工事種別 舗装工事

工事執行権者 教育庁財務課施設財産室

工事番号	25-70011-0001	工事名	安達地区特別支援学校二本松校舎屋外整備工事		予定価格(円)	81,631,000	工期	167日間		開札予定日	令和7年6月4日
路線河川名	安達地区特別支援学校二本松校舎	工事箇所	二本松市安達ヶ原1丁目地内	工事の概要	屋外整備工事 路床安定処理 A=4,694.6 m ² グラウンド舗装工 A=4,694.6 m ² 敷砂利工 A=190.8 m ² 地下排水工 (Φ 100) L=454.0m, 地下排水工 (Φ 150) L=54.0 m フェンス工 L=139.0 m 体育遊具施設 N=1.0 式					技術審査日	令和7年6月3日

地域要件	県内	入札参加者の所在地等(消防団以外)の評価対象地域	県北建設事務所管内	消防団への継続加入状況の評価対象地域	県北建設事務所管内
------	----	--------------------------	-----------	--------------------	-----------

入札参加者		価格以外の評価項目及び点数																															施工計画適切性（様式第9号）	加算点 (a)	技術提案 (様式第10号)〔標準型のみ〕				品質確保等の確実性 (c)	加算点 ＝ 加算点(a) ＋ 加算点(b) ＋ 加算点(c)				
		企業の技術力 (様式第6号＜様式第11号＞)										配置予定技術者の技術力 (様式第7号＜様式第11号＞)				企業の地域社会に対する貢献度 (様式第8号＜様式第11号＞)　＜＞内は特別簡易型等、地域密着型																												
		施工能力	工事成績	優良工事表彰	品質管理能力	技術者確保数		週休2日確保工事	ICT活用工事	建設システム	保ふくしまME資格	技術者		施工能力	工事成績	優良工事表彰	障がい者の雇用	安全管理	環境への配慮	県内業者活用	働く女性応援	仕事と生活	新分野進出	所健康経営優良事業	若手・女性技術者	同一市町村実績	地域要件等で評価対象地域が異なる項目																	
						指定人数	技能士					資格保有年数	継続教育														所在地参加者の	ボランティア	消防団加入	選択項目(2項目)														
																														① 協定締結は	② 出動又は	③ 新卒・雇用確			④ 維持・補修									
																																				除雪・修								
県内企業・県外企業の別	特別簡易型	2.0点	1.5点	—	—	—	—	0.25点	—	0.25点	0.25点	—	—	0.5点	0.75点	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5点	1.0点	6.0点	1.25点	0.5点	1.75点	1.25点	1.25点	1.75点												
		2.0点	1.5点	—	—	—	—	0.25点	0.25点	0.25点	0.25点	—	—	0.5点	0.75点	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5点	1.0点	5.0点	0.5点	0.5点	1.75点	1.25点	1.25点	1.75点												
		1.0点	1.0点	1.0点	0.5点	0.5点	0.5点	0.25点	0.25点	0.25点	0.5点	0.5点	0.5点	1.0点	1.5点	1.0点	0.5点	0.5点	0.5点	1.5点	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点	2.5点	5.0点	2.0点	1.0点	3.5点	2.5点	2.5点	3.5点												
石橋建設工業(株)	県内〔本宮市〕	2.0	1.50	—	—	—	—	0.25	—	0.25	0.25	—	—	0.5	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	—	3.0	0.50	0.50	1.75	—	—	1.75		13.50				0.00	7	20.50				
(株)野地組	県内〔二本松市〕	2.0	1.50	—	—	—	—	0.25	—	0.25	0.25	—	—	0.5	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	1.0	5.0	0.50	0.50	1.75	—	—	1.75		16.50				0.00	7	23.50				
菅野建設工業(株)	県内〔本宮市〕	2.0	1.50	—	—	—	—	0.25	0.25	0.25	0.25	—	—	0.5	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	—	3.0	0.50	0.50	1.75	—	—	1.75		13.75				0.00	7	20.75				
(有)川崎開発	県内〔二本松市〕	2.0	1.50	—	—	—	—	—	0.25	0.25	0.25	—	—	0.5	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—	0.25	1.0	5.0	0.50	0.50	1.75	—	—	1.75		16.25				0.00	7	23.25				
マルナカ(株)	県内〔二本松市〕	0.5	1.25	—	—	—	—	—	—	0.25	0.25	—	—	—	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	0.25	1.0	5.0	0.50	0.50	1.75	—	—	1.75		13.50				0.00	7	20.50				
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											
	〔 〕																																											